

職員教育規定

第1章 総則

(教育訓練の目的)

第1条 人間の能力は無限で有り、これを開発していくことは何事にもまして重要なことである。法人の業績を上げ発展させる要素は職員各人の能力の向上とその十分な発揮が最大の要素であり、各人の能力水準を組織的、継続的に発展させることが必要である。

(教育の内容)

第2条 職員に対する教育の主たる項目は次のとおりである。

- (1) 担当の職務に必要な知識、技能
- (2) 担当職務に関連する知識、技能
- (3) 人格の向上に役立つ事項
- (4) その他教育の目的達成に必要な事項

(実施の方針)

第3条 教育の実施に当たっては、教育目的達成に最も効果的な内容及び方法を使用して重点かつ徹底的にこれを実施すること。このためには教育しようとする内容を段階的、累進的に編成し又、的か追指導と評価とを常に行い教育の効果を増進かつ保持するよう留意する。

第2章 責任者・委員会

(最高責任者)

第4条 教育の最高責任者は統括施設長とし、その企画、立案、実施を統轄し、事務局長がそれを補佐する。

(責任者)

第5条 当該部門の教育責任者は、山県グリーンビレッジでは看護・介護・介護支援業務・相談業務・リハビリ部門は課長、事務部門・食養業務の管理部門は事務長とし、長良グリーンビレッジでは医療・看護・介護・リハビリ・事務部門・介護支援業務・相談業務・食養業務の管理部門は管理者とし、この企画、立案、実施の任に当たる。又、それぞれの主任がそれを補佐する。

(教育委員会)

第6条 教育の企画、調整その他の業務を処理するために各部門ごとに教育委員会(以下委員会という)を設置する。委員会には運営会議出席者とし、統括施設長が任命する。

(委員会の職務)

第7条 委員会は次の各号に定める職務をなす。

- (1) 各部署で実施する教育の調整及び援助
- (2) 教育に関する企画、立案、研究並びに資料の収集

第3章 一般職員の教育

(教育の趣旨)

第8条 一般職員に対する教育は担当職員の能力(知識、技能、態度)の向上と正しい勤務及び生活態度の育成並びに職場規律の確立をはかることに主眼をおき、特に勤労意欲の向上に留意する。

(教育の方法)

第9条 実施に当たっては特に被教育者の個性に留意し研究、学会出席、見学、講演聴講等の出席に力を入れる。また、出席者がその内容を発表、教育を行なう機会を設ける。

第4章 新採用職員の教育

(教育の趣旨)

第10条 新採用者の教育は新採用者を現場へなじませることを第一とし、施設内の個々の業務のつながりを概略的に教え担当業務遂行能力の援助とする。

(教育の方法)

第11条 実施に当たっては、特に被教育者の心理状態に留意し施設の経営方針、組織、諸規則、各部門の状況について概略の知識を習得させ、相互協力の重要性を会得させる。

第5章 教育の実施

(教育の実施)

第12条 各教育責任者は職場教育実施のため定期的に被教育者の会合を開催しなければならない。

- (1) 監督職以上の被教育者に対しては必要の都度
- (2) 一般職員に対しては技能及び知識教育の目的には施設内・事業所内研修予定に準ずる。

第6章 教育業務の附帯事務

(予定表)

第13条 各教育責任者は、年間の施設内研修予定を統括施設長に提出しなければならない。

(報告書)

第14条 各教育責任者は、担当教育終了後、所定様式にて教育研修報告書を作成し統括施設長に報告しなければならない。

(委員会経由)

第15条 前各条に定める教育関係の書類は、すべて委員会を経由させなければならない。

第7章 自己評価体制

(自己評価の目的)

第16条 当法人は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会福祉法人の社会的使命を達成するため、法人における自己業務内容等について自ら点検及び評価を行なうものとする。

平成17年4月1日施行

平成25年10月1日

長良グリーンビレッジ開設により改正